

## 久喜市教育委員会令和8年3月定例会

開催月日 令和8年3月23日（月曜日）  
開催場所 鷲宮行政センター3階 庁議室1・2  
開会時刻 午前10時00分  
閉会時刻 午前11時10分

### 久喜市教育委員会令和8年3月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名  
書記の指名  
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
- ア 久喜市議会令和8年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について
- イ 久喜市議会令和8年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について
- ウ 令和7年度教職員人事評価結果について
- エ 久喜市障がい児就学支援委員会の答申について
- オ 久喜市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- カ 久喜市立図書館運営審議会の答申について
- キ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 第 4 議事
- 議案第16号 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
- 議案第17号 久喜市教育委員会臨時的任用職員の人事について
- 議案第18号 久喜市教育委員会所管の委員等の委嘱について
- 議案第19号 久喜市共同学校事務室の室長及び副室長並びに久喜市共同学校事務室全体連絡会議の責任者及び副責任者の指名について
- 議案第20号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷲宮小学校）
- 議案第21号 教育財産の取得の申出について
- 議案第22号 久喜市立図書館の基本的運営方針（第2期）（案）について
- 議案第23号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について
- 議案第24号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第25号 久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を

改正する訓令について

議案第 26 号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示について

議案第 27 号 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示について

議案第 28 号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を廃止する告示について

## 第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫  
委員 山 中 大 吾  
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子  
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 川 和 男  
教育部副部長 木 村 明 信  
参事兼学校施設課長 甲 田 栄 二  
参事兼指導課長 飯 野 純 子  
参事兼生涯学習課長 山 田 知加子  
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行  
教育総務課長 白 石 雄 一  
学校給食課長 佐 藤 純 子  
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁

教育総務課

課長補佐兼係長 相 園 浩 一  
主任 宮 道 未 央

傍聴者 なし

午前10時00分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、おはようございます。例年よりも早く市内の桜も開花し、春本番の季節となりました。過日3月13日には中学校の卒業式が行われ、義務教育を修了した生徒が巣立っていきました。そして、3月18日には市立の中央幼稚園、栗橋幼稚園の卒園式も開催され、明日3月24日には小学校の卒業式が行われます。卒業、卒園する子どもたちの未来が輝かしいものとなることを願ってやみません。また、3月7日には、鷺宮小学校、鷺宮西中学校、そして、既に閉校となっていました上内小学校の3校合同の閉校式典が開催されました。これまで3校にご支援いただきました保護者、地域の皆様に感謝を申し上げます。そして、いよいよ4月には本市で初となる義務教育学校、鷺宮西小中学校が開校いたします。

それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和8年3月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

教育長報告キ及び議案第16号から議案第19号につきましては人事案件でありますことから会議を公開しないこととさせていただきますと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告キ及び議案第16号から議案第19号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、小野田委員と渋谷委員をお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

○教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、宮道主任をお願いいたします。

◎会議時間の決定

○教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

○教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和8年2月20日に開催いたしました令和8年2月定例会及び令和8年3月12日に開催いたしました令和8年第1回臨時会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認いただきました。

日程第3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからキの7件であります。

◎教育長報告 ア

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市議会令和8年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 教育長報告ア、久喜市議会令和8年2月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

教育長報告資料の1ページから15ページまでに教育委員会に関する質問事項とその要旨、答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は、全体で21名おり、うち教育委員会に関する質問者は9名でございました。質問の内容につきましては、多い順から学校教育に関するものが5件、学校施設に関するものが4件、就学支援に関するものが1件でございます。なお、事前に資料を配付させていただいておりますことから、個別の説明は省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 次に、イ、久喜市議会令和8年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

- 教育部長（野川和男） 教育長報告イ、久喜市議会令和8年2月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

教育長報告資料の16ページをお開きください。2月定例会議で上程された議案のうち教育委員会に関する議案は、記載の5件でございまして、令和8年3月3日の定例会議最終日に全て原案のとおり可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、ウ、令和7年度教職員人事評価結果についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子） 教育長報告17ページを御覧ください。令和7年度久喜市立小・中学校教職員人事評価最終評価結果についてご報告いたします。教職員の人事評価につきましては、2月1日を基準日に教職員の自己評価シートを基に実施しました。全ての評価結果については、県教育局に報告するとともに各校長から教職員に対しまして評価結果を通知しております。表の上段が本採用職員、表の下段が任期付職員、臨時的任用職員及び再任用職員の評価及びチームワーク行動評価でございます。なお、この評価に関する苦情対応はございませんでした。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

小野田委員。

- 委員（小野田真弓） 本採用職員の教員のC評価に2とありますけれども、努力が必要であるということで、これはどちらかで何か対策をされるということはあるのでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子） Cということで2名挙がっておりますが、現在については学校長の指導の下に進めている状況でございます。

- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

- 委員（小野田真弓） はい。

- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、エ、久喜市障がい児就学支援委員会の答申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子） 教育長報告 18 ページを御覧ください。令和 7 年 8 月 26 日に、久喜市障がい児就学支援委員会へ市内在住の学齢児童・生徒及び就学予定者のうち障がいのある幼児、児童及び生徒の就学に係る教育的支援に関することを審議するよう諮問をいたしました。このたび、令和 8 年 2 月 6 日付で当該委員会から審議結果について答申をいただきましたので、その内容について報告するものです。審議対象者 455 名、審議結果は資料にあるとおりでございます。この審議結果や保護者の意向を総合的に勘案し、合意形成を進めた上で実際の学習形態を決定しております。

以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。  
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 オ

- 教育長（柿沼光夫） 次に、オ、久喜市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

- 参事兼指導課長（飯野純子） 別冊資料、久喜市立小・中・義務教育学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を御覧ください。本計画は、公立の義務教育学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条の規定に基づき策定するものです。本市が令和 2 年に定めた久喜市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の運用を基礎とし、教育職員の健康確保と勤務環境の整備をより実効性を高いものとするために、具体的な実行計画として位置づけております。本計画を通じて業務の適正化を推進し、教職員が子ども一人一人と向き合う時間と心のゆとりを創出することで、教育の質のさらなる向上を図ってまいります。

3 ページには目標と計画の期間、実施内容を 3 つの柱でまとめております。実施内容ですが、(1)、「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し、(2)、学校における措置の推進、

(3)、教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組となっております。6 ページには関連する取組や、今後のフォローアップがまとめられております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） 4ページにあります、学校施設の管理業務の中の水泳学習についてなのですが、外部委託を推進するという事で、私の知り合いの方で、スイミングのお仕事をしている方々に聞くと、そういった学校の授業の受入れを積極的にしたいというお話も伺ってまして、今、久喜市でどのように行われているのかお伺いしたいです。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在、中学校のほうは、学校のプールが使えるという形ではないものですから、中学校を中心に外部委託を進めている状況でございます。小学校につきましては、今現在はプールが使える状況の学校が多いことから、課題と成果を整理しながら、今後さらに検討していきたいなと思っておりますが、今現在小学校については自校のプールを使うということで来年度の計画を進めているところです。

○教育長（柿沼光夫） 諸橋委員。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） ありがとうございます。他市では、スイミングスクールを使って、お迎えに行き受入れてということをしているようです。学校のプールが使える状況がどう変わるかわからないのですけれども、そこはそういった受入れ体制ができていくということなので、何かそういった対策を考えていただいて、活用していただけるといいのかなと思ってお伺いしました。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 中学校のプールで外部委託を幾つか進めておる中で、例えば学校の先生の負担減であるとか、専門的な指導を受けるということで高評価をいただいております。一方で、移動に非常に時間がかかって時間数がかなり難しいといった課題や、冬のプールになってしまいますと、スイミングスクールに入っているときはいいのですけれども、どうしても髪の毛が乾かなくて、寒い思いをするといった声も聞いておりますので、課題と成果を整理した上で今後の取組について検討していきたいと思っております。

○教育長（柿沼光夫） よろしいですか。

○教育長職務代理人（諸橋美津子） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 5ページの（3）の最下段になりますが、「教育職員の柔軟な働き方の実現を目指し、学校運営に支障のない範囲においてテレワークの利用を推進する」とあるのですが、これはどのような場面を想定されているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 現在、長期休業中の夏休みや冬休みにおいては、学校長の許可の下に週2回を上限としてテレワークの実施を進めているところです。今現在、例え

ば研修等でオンライン研修が非常に増えておりますので、そういったものについては自宅で研修が受けられるような形をとっております。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） 次に、カ、久喜市立図書館運営審議会の答申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明いたします。

生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 教育長報告 19 ページを御覧ください。久喜市立図書館運営審議会より、令和 8 年 3 月 4 日付で別冊資料、久喜市立図書館の基本的運営方針（第 2 期）（案）と添えて答申がございました。図書館の基本的運営方針については、令和 7 年 6 月定例会において図書館運営審議会への諮問のご議決をいただいた後、7 月 24 日付で同審議会に諮問をいたしました。同審議会では、7 月、9 月に協議を重ね、素案を作成いたしました。12 月 12 日から 1 月 13 日までパブリックコメントを実施し、その際の意見を踏まえながら修正案を検討し、このたびの答申に至ったものでございます。

説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告キ及び議案第 16 号から議案第 19 号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

傍聴人の皆さんは、一時退出をお願いいたします。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前 10 時 15 分 休 憩

午前 10 時 15 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 キ

○教育長（柿沼光夫） 次に、キ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。  
教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

以上で教育長報告を終了いたします。

日程第4、議事に入ります。

◎議案第16号

○教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第16号を上程し、これを議題といたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第16号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第17号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第17号を上程し、これを議題といたします。

議案書の23ページを御覧ください。議案第17号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第18号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第18号を上程し、これを議題といたします。

議案書の25ページを御覧ください。議案第18号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

◎議案第19号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第19号を上程し、これを議題といたします。

議案書の40ページを御覧ください。議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

[非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決]

これもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午前10時32分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第20号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第20号を上程し、これを議題といたします。

議案書の42ページを御覧ください。議案第20号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第20号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷺宮小学校）の提案理由を説明させていただきます。

久喜市財産規則第14条及び同規則第26条の規定に基づき、別紙のとおり教育財産の用途を廃止することについて議決を求めものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第20号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷺宮小学校）のご説明をさせていただきます。

議案書の43ページ、44ページを御覧ください。鷺宮小学校につきましては、義務教育学校の設置に伴う学校の統廃合等に伴い、令和8年3月31日をもって廃止になります。このことから、久喜市財産規則第14条及び第26条に基づき、行政財産の用途を廃止し財産を引き渡すことから、本会議におきまして議案として提出させていただいたものでございます。

初めに、教育財産の内容でございます。所在地は久喜市葛梅113番地、名称は久喜市立鷺宮小学校でございます。

次に、土地につきましては、記載の9筆で合計1万3,792平方メートルでございます。

次に、建物につきましては、記載の5棟で、合計4,394平方メートルでございます。各建物の配置につきましては、43ページの図面番号の列の丸数字が44ページの配置図の建物番号と一致しております。

続きまして、用途廃止の理由でございます。令和8年4月1日に新たに開校する久喜市立鷺宮西小中学校に統合することに伴い、小学校として使用しなくなるためでございます。

最後に、3、用途廃止する期日でございます。用途廃止する期日は、令和8年3月31日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第20号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号 教育財産の用途廃止について（久喜市立鷺宮小学校）は、全員

の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第21号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第21号を上程し、これを議題といたします。

議案書の45ページを御覧ください。議案第21号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第21号 教育財産の取得の申出についての提案理由を説明させていただきます。

教育財産の取得に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、別紙のとおり久喜市長に申出をすることについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第21号 教育財産の取得の申出について説明をさせていただきます。

議案書の46ページ、47ページを御覧いただきたいと思います。令和8年4月1日に鷲宮西小中学校を開校するに当たりまして、校舎等の増築、学校敷地の拡張をすることになりましたことから、教育財産の取得について、議案として提出させていただいたものでございます。

初めに、教育財産の内容でございます。

土地でございますが、記載の4筆、合計で3,971平方メートルでございます。

次に、建物につきましては、記載の5棟で合計8,043.41平方メートルでございます。

なお、各建物の配置につきましては、図面番号の丸数字が47ページの図面と一致しているものでございます。

続きまして、取得の理由でございます。令和8年4月1日に鷲宮小学校、上内小学校及び鷲宮西中学校を統合し、新たに義務教育学校を現在の鷲宮西中学校の位置に設置することに伴い、校舎等の増築及び学校敷地を拡張するためでございます。

最後に、取得する期日でございますが、令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第21号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号 教育財産の取得の申出については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第22号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第22号を上程し、これを議題といたします。  
議案書の48ページを御覧ください。議案第22号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。
- 教育部長（野川和男） 議案第22号 久喜市立図書館の基本的運営方針（第2期）（案）  
についての提案理由を説明させていただきます。  
久喜市立図書館の基本的運営方針（第2期）を、別冊のとおり決定することについて議決を求めるものでございます。  
議案の内容につきましては、生涯学習課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） 教育長報告力の久喜市立図書館運営審議会の答申についてで申し上げましたが、別冊の久喜市立図書館の基本的運営方針（第2期）（案）について議決を求めるものでございます。  
現在の久喜市立図書館の基本的運営方針につきましては、市民の暮らしに役立つ市民に身近な図書館を基本理念とし、その理念の実現に向けた方針を定め、図書館の運営やサービス等の充実を図るため、令和3年3月に策定したものでございます。当該方針の期間が令和7年度をもって最終年度を迎えることから、新たに久喜市立図書館の基本的運営方針（第2期）（案）を策定したものでございます。ご審議のほどよろしく願いたします。
- 教育長（柿沼光夫） 議案第22号について質疑をお受けいたします。  
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 何点かお伺いしたいと思います。資料の8ページの方針1の中に「各図書館の地域的特徴を考慮しながら、質・量ともにバランスのとれた蔵書構成とします」とありますが、図書の選書は現在どのような手順を経て行っているのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（山田知加子） 図書の選書の手続についてのご質問でございます。  
図書館の実務経験を有する司書が市立図書館4館の館長からそれぞれ指名されまして、選書実務を担当しております。選書担当者は、各種選書ツールを用いまして、資料収集方針に基づき、購入候補資料を総合的に判断し、選書リストの原案を作成し、また、併せてリクエスト本の購入ですとか、相互貸借、ほかの図書館から借りるということです。相互貸借等についても、同時に収集方針について検討し、判断し、原案を作成いたします。作成された原案を基に、生涯学習課の司書と各館の選書担当者が協議をいたしまして、発注予定図書の選定リストを作成いたします。それを基に生涯学習課で決裁の上、発注図書を決定していくという手順で選書を行っております。
- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。それで、今回、「地域的特徴を考慮しながら」とある

のですが、これは例えばどういうことでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 1つは郷土資料ということだと思います。郷土資料に関するものであれば、収集方針に基づき積極的に購入する。買えるものであれば購入していくということと、それから、久喜市は4館市立図書館がございますので、それぞれのリクエストの傾向ですとか、内容を考慮してということを考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

それでは、続いてなのですが、10 ページの方針5のICTの利活用、これに関連してお伺いしたいのですが、この中で「商用データベースの利用促進」とあります。現在図書館では、具体的には朝日新聞のクロスサーチ、これが1985年以降のものと、それと法規と官報、この3つが現在あるかと思うのですが、この利用促進に当たって、どのように今後考えているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） この商用データベースにつきましては、有料のツールということになっております。商用に対しては費用が発生するというのと、併せてこの利用に関しては閲覧制限ですとか、印刷枚数の制限など各種条件がありまして、現在は図書館司書が代理で検索するという方法でのご利用になっております。そういった点では自由に検索ができないという不自由さはございますので、ご不便をおかけしているところではございます。一方で、この資料については、情報検索については、大変有力なツールでございますので、司書が代理検索をするということをお知らせして利用促進を図っていきたくと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 県立の久喜図書館ですと、1回につき30分という時間制限はあるのですが、例えば新聞のデータベースは自分でできるようになっています。しかも、年代も明治からの部分が見られるようになっています。ですから、地方紙ですとか、郷土史研究される方に非常に使い勝手がいいかと思うのですが、今後、その図書館司書が代理に検索するというのではなくて、利用者が直接検索する方法ですとか、それから、もっと時代をこういうふうに通るとか、朝日新聞のほかにもヨミダスという読売新聞のデータベースとか、そういったものもあるのですが、そういうデータベースの枠を広げていく考えについて、今後の計画ではどうでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 渋谷委員がおっしゃいますように、ほかにも有効なツールが幾つかあると承知しております。費用の面ですとか、契約の面、利用に関する制限など様々ございますので、あわせて、そういったことを検討して資料として指定管理と

調整して検討してまいりたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） ぜひお願いしたいと思います。

それと、もう一点、このICTに関連してお伺いしたいのですが、デジタルアーカイブの、特に、今大変優れたものがあるかと思えます。今後、新規利用の登録、公開というものはどういったものを考えているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 現在具体的な案というところでは、まだ申し上げられません。最新のところでは、先月2月に小草原の資料などを公開したところがございます。引き続き適切な準備を整えまして、公開を検討していきたいと思えます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） このデジタルアーカイブの中を見ていきますと、実際の中身というのは文化振興課の文化財の内容が主になっているかと思うのですが、この文化振興課と図書館との連携というのはうまく取れているのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） 適切に情報提供いただきながら公開可能なもの、準備が整ったものというところから順に掲載させていただくように努めております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） デジタルアーカイブの中に書籍とか刊行物という、そういう範疇があるのですが、その書籍、刊行物の名称を図書館で検索しても出てこないのですよね。例えば本多静六の「洋行日誌」、それから、「木曾路名所図会」というのがありますが、それらは立派な資料ですが、図書館で検索しても出てこない、デジタルアーカイブでないと分からない。うまくリンクできる方法というのはないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○参事兼生涯学習課長（山田知加子） ご指摘ありがとうございます。貸出しができる、閲覧ができるという状態のものが検索でヒットするような仕様になっているかと思えますので、渋谷委員がおっしゃいますように、資料としてあるということが分かるような仕組みができるか、持ち帰って検討してまいりたいと思えます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 文化振興課長にもお伺いします。関連するのですが、郷土資料館、あるいは文化財関係でかなり多くの資料、蔵書があるかと思えます。それらは、図書館の図書の分類と郷土資料館の分類というのは多分違うと思えますので、すぐに検索で一緒にするというのは難しいものがあるかと思うのですが、やはり郷土資料館や、そういったところで持っている資料についても、検索して所蔵されているというのが分かれば非常に利便性が高まると思うのです。よその市町でもなかなか難しいようなことは聞いているのですが、その辺について、前向きに検討していただけたらと思うのですが、いかがでし

ようか。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） ご指摘をいただきました、図書館の持っている資料の検索の関係ですが、現在のところ、実際に来ていただいた上でお客様を動かしてしまっております。今後その辺につきましても、資料の本などを整理しておりますので、どこまでできるか現時点では分かりかねるところはありますが、できる方法、できる部分から取り組んでいきたいと考えております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） ぜひ前向きに検討していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号 久喜市立図書館の基本的運営方針（第 2 期）（案）については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 23 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 23 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 49 ページを御覧ください。議案第 23 号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 23 号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則についての提案理由を説明させていただきます。

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則を、別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 23 号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則についてご説明申し上げます。

議案書 50 ページから 52 ページ、議案参考資料 1 ページから 19 ページを御覧ください。  
このたびの改正は、公印、押印事務の簡略化、行政事務のデジタル化及び効率化の観点から、市長部局において公印の押印の見直しに関する方針が策定されたことに伴い、関係する教育委員会規則について一括して一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。初めに、第 1 条、久喜市教育委員会

公告式規則の一部改正でございます。こちらにつきましては、押印の見直しに伴い、久喜市役所掲示場で行ってございました公告を、市ホームページ上の電子掲示場で実施する方法に変更するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、第2条から第10条は、公印等を規定している様式のうち押印の省略ができるものについて、印の表示を削除するものでございます。

最後に、附則でございます。この規則は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第23号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今回のこの押印の見直しというのはデジタル化推進の一環ではあるかと思うのですが、今回の廃止によりましてオンラインで申請のやり取りができるようにはなってきているのでしょうか。

○教育総務課長（白石雄一） 確認したいので、少しよろしいでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午前10時51分 休 憩

午前10時52分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 今回の押印の見直しにつきましては、例えば教育委員会の教育長印などの押印をしなくていいというものになります。これまでも電子申請などで上げてきてもらったものがございますが、省略できないものについては印を押して郵送などで送ってございました。今回以後につきましては、公印を押さなくていいこととなりますので、メールなどで返信できる場合も出てきますので、これまでよりも十分簡素にできるものになっていくと思います。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） この後の議案の中でも、公印を押すことを削除するものがあります。それは補助金の関係の要綱とかになっていきますので、この辺は今後役所に出向かなくても、オンライン上でできていく方向になっていくという理解でよろしいわけですか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） お客様が役所にいらっしゃる機会というのは、電子申請はもう既にできるものがあるのですけれども、今回の見直しについては、教育委員会側の押印の廃止になりますので、こちらから渡しているものです。申請の場合については、従来から電子申請できるものというのがございましたので、今回は、逆といたしますか、市役所のほうからお返しするものですので、今年度、役所に直接来ないで手続きが済む場合も

拡大する可能性もございますけれども、どちらかというところから案内するものが省略できるというものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 例えば補助金の交付申請をして、交付決定が来ますよね。その場合、今まで多分文書で送っていたかと思うのですが、それが例えば電子メールでやり取りをする。そういうことでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 電子メールで補助金の交付決定をすることも、可能になってまいります。

○教育長（柿沼光夫） よろしいでしょうか。

○委員（渋谷克美） はい。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

#### ◎議案第 24 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 24 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 53 ページを御覧ください。議案第 24 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 24 号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、文化振興課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則につきましてご説明申し上げます。

議案書の 54 ページ、議案参考資料 20 ページから 30 ページを御覧ください。久喜市立郷土資料館条例施行規則は、合併前の鷲宮町の例規を基に作成されたものですが、現行制度と整合性が取れていない部分がありましたので、様式の一部を含めて改正するものでございます。あわせて、今回の公印の見直しに伴い、様式の一部の印を削除するものでございます。この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第24号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 今回規則が大きく変わるようではございますけれども、入館料の免除について、現行は第5条第1項で書いてあるものが、削除されるようになるかと思えます。一方、郷土資料館条例の第6条第2項第2号の規定で、その他市長が適当であると認めた者は入館料を免除するとあるのですが、この市長が適当と認めた者というのは、現在で言うと、この規則第5条の第1項に当たるものかと思うのですが、その辺はどういう扱いになるのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 先ほど、ご質問ございました第5条の改正でございます。条例第6条では基本的に資料館の入場料は無料でございますが、特別の場合には料金を取ることができるという条例施行規則になってございます。条例第6条第2項で市長が認める場合には料金を免除することができるというもので、現在の条例第6条では義務教育学校に通っている児童生徒が無料になるということで、その他に対して市長が認めることになってございます。その他、郷土資料館で、特にそういう料金を徴収することは基本的にはまずほとんどないというのもあります。もし、仮にそのようなときには、この条例、今回の規則で削除させていただくものを含めまして、改めて考えるということにしまして、基本的には無料というのが前提でございますので、有料なものをどうして無料にするかということは決める必要はないかと考えて、今回削除させていただくものでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。もう一点なのですが、今回の改正で従来の「館長」や「教育長」が「市長」に変わっておりますけれども、この意図するところというのでしょうか、近年の流れとして文化財というものを教育委員会の枠にとどめずに、観光ですとか地域振興とか、そういう視点で市長部局に移管する自治体もあるように聞いているのですが、そういった見通しというか、考え方というのは久喜市ではどうなのでしょう。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 今回、「郷土資料館長」というものにつきまして、「市長」または「教育長」に名称を移させていただきました。そもその理由といいますのは、旧鷲宮町時代の郷土資料館の館長というのはたしか課長級だったと思えます。現在、郷土資料館の館長については、課長補佐級でございますので、課長補佐級の館長に権限があるのがおかしいということが改正理由でございました。それに基づきまして権限について市長もしくは教育長にということで改正をさせていただくということでございます。

また、先ほどご質問ございました市長部局にという話がございまして、確かに一部の自治体の中には文化振興事業について市長部局が対応していることがございまして、現在

のところ、私が教育委員会の動向の説明はお答えできないところです。今後、そういう動向等を踏まえた上で組織の変更ですとか、そういうものがあるかもしれませんが、現在のところは、教育委員会の中で対応していくのがいいのではないかとということで、現在はそのままであります。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号 久喜市立郷土資料館条例施行規則の一部を改正する規則については全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

#### ◎議案第 25 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 25 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 55 ページを御覧ください。議案第 25 号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 25 号 久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を、別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長より申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 25 号 久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

議案書 56 ページ、議案参考資料 31 ページから 32 ページを御覧ください。このたびの改正は、議案第 23 号と同様に公印の押印の見直しに伴い、関係する教育委員会訓令の一部改正を行うものでございます。改正内容につきましては、先ほどと同様、押印等に規定している様式のうち押印の省略ができるものについて「印」の表記を削除するものでございまして、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 25 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 久喜市教育委員会の後援及び共催に関する事務取扱要綱の一部を改正する訓令については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 26 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 26 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 57 ページを御覧ください。議案第 26 号について提案の理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第 26 号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示についての提案理由を説明させていただきます。

公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示を、別紙のとおり制定することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第 26 号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示についてご説明申し上げます。

議案書 58 ページから 65 ページ、議案参考資料 33 ページから 80 ページを御覧ください。このたびの改正は、議案第 23 号及び議案第 26 号と同様に、公印の押印の見直しに伴い、関係する教育委員会告示の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。先ほどと同様、公印等を規定している様式のうち押印の省略ができるものについて「印」の表記は削除するとともに、一部のレイアウトの修正を行うものでございます。また、第 17 条、第 18 条については、学校職員の人事評価に関する告示について、県の取扱いに併せて改正を行うものでございます。

最後に、附則でございます。この告示は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 26 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号 公印の押印の見直しに伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第27号

- 教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第27号を上程し、これを議題といたします。  
議案書の66ページを御覧ください。議案第27号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。
- 教育部長（野川和男） 議案第27号 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示についての提案理由を説明させていただきます。  
久喜市英語検定受験料補助金交付要綱を、別紙のとおり改正することについて議決を  
求めるものでございます。  
議案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 議案書67ページを御覧ください。変更点は、英語検定受  
験料が値下げされたことから、補助金を準会場3級の受験料4,900円に合わせて設定し  
直したものです。また、様式2及び3の公印を省略するものです。  
附則として、この告示は、令和8年4月1日から施行するものです。ご審議のほどよろ  
しくお願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） 議案第27号について質疑をお受けいたします。  
渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 今回、受験料が100円値下げされたわけですけれども、現行は5,000  
円を上限としていて、特に変えなくてもいいような疑問を感じたのですが、なぜこれを変  
える必要があるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（飯野純子） 補助金を交付するに当たって明確な金額の設定を求められ  
ておりまして、今までも補助金を準会場3級の受験料ということで設定していたところ  
でございます。英語検定については金額が行ったり来たりしておりまして、何度か変更を  
させていただいておりますが、現在、補助金を準会場の金額で示しているものですから、  
その金額で設定し直すということです。いただいたご意見については、今後、検討材料に  
させていただきたいと思っております。
- 教育長（柿沼光夫） よろしいですか。
- 委員（渋谷克美） はい。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。  
〔「なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。  
各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。  
よって、議案第27号 久喜市英語検定受験料補助金交付要綱の一部を改正する告示に

については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第28号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第28号を上程し、これを議題といたします。

議案書の68ページを御覧ください。議案第28号について提案理由の説明を求めます。  
教育部長。

○教育部長（野川和男） 議案第28号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を廃止する告示についての提案理由を説明させていただきます。

久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を、別紙のとおり廃止することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 議案第28号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を廃止する告示についてご説明申し上げます。

議案書69ページを御覧ください。久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）につきましては、久喜市立小・中学校通学区域に関する規則第4条第1項で定める区域外就学、指定校外就学の基準として制定されたものでございますが、内容が重複しており、当該告示は必要ないものとなっております。

また、久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱につきましては、平成25年度を最後に補助金は交付していないこと、実行委員会としての実態はなくなっており、今後も支出する見込みがないことから、当該告示は必要ないものとなっております。

このことから、2告示について廃止するものでございます。

最後に、附則でございます。この告示は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第28号についてご質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 久喜市就学指定校変更承認基準（区域外・市内指定校外就学の基準）及び久喜市藤まつり実施事業補助金交付要綱を廃止する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は、全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他、次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局より説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、令和8年4月23日木曜日、午前10時から、会場は、鷲宮行政センター3階  
庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は4月23日木曜日、時間は午前10時から、会場は鷲宮行政センター3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は追って事務局からお知らせをいたします。

午前11時10分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和8年3月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和8年4月23日

教育長 柿 沼 光 夫

委 員 小野田 真 弓

委 員 洪 谷 克 美